

令和7年度ノートパソコン一式の購入
(審査マネジメント部) 調達仕様書

令和8年2月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1	調達案件の概要に関する事項	3
(1)	調達件名	3
(2)	用語の定義	3
(3)	調達の背景と目的	3
(4)	納入期限と保証期間	3
(5)	作業スケジュール	3
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	3
(1)	調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	3
(2)	調達案件間の参加制限	3
3	作業の実施内容に関する事項	4
(1)	作業の内容	4
(2)	成果物の範囲、期日等	4
4	作業の実施体制・方法に関する事項	5
(1)	作業実施体制	5
(2)	作業場所	6
5	作業の実施に当たっての遵守事項	6
(1)	基本事項	6
(2)	機密保持、資料の取扱い	6
(3)	遵守する法令等	7
6	成果物の取扱いに関する事項	8
(1)	知的財産権の帰属	8
(2)	契約不適合責任	8
(3)	検収	9
7	参加資格に関する事項	9
(1)	参加要件	9
(2)	作業要員に求める資格等の要件	9
(3)	参加制限	9
8	情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項	10
9	再委託に関する事項	10
10	その他特記事項	12
(1)	環境への配慮	12
(2)	その他	12
11	附属文書	12
(1)	参考資料要件定義書	12
(2)	要件定義書	12
12	窓口連絡先	12

1 調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

令和7年度 ノートパソコン一式の購入（審査マネジメント部）

(2) 用語の定義

特になし

(3) 調達の背景と目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、外部専門家による日本薬局方原案検討委員会（以下「原案検討委員会」という）を設け、日本薬局方の原案を作成し、PMDA ホームページ上での意見募集を経て、厚生労働省に報告している。また、医薬品一般的名称（以下「JAN」という）を決定又は確認するための、医薬品名称専門協議（以下「JAN 専門協議」という。）も実施している。

今般、PMDA におけるペーパーレス化推進に伴い、原案検討委員会及び JAN 専門協議において準備される資料や会議中に作成される資料等に関してペーパーレス化を行っている。

そのため、外部アクセスが可能なノートパソコンとして、委員用 7 台のノートパソコン及び付属品を調達する。

(4) 納入期限と保証期間

納入期限：令和8年3月23日まで

保証：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 作業スケジュール

本業務に係る想定スケジュールの概要を「別紙1 スケジュール」に記す。

2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

なし。

(2) 調達案件間の参加制限

上記、関連する調達案件間の参加制限は特になし。

3 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

本調達の業務内容を以下に示す。これらの業務に伴う PMDA との協議、打ち合わせ等の出席、資料作成を含む。詳細な要件は本調達仕様書の各別紙に記している。

① PC の調達

受注者は本紙及び「別紙 2 詳細要件」に記載のシステム要件を満たす PC 及びその付属品と有線マウス (USB-Type A) の調達を行うこと。PC の台数は 7 台とし、付属品と有線マウスも PC と同数準備すること。

② ドキュメントの作成

受注者は以下及び「別紙 2 詳細要件」に示すドキュメントを作成し PMDA に提出すること。

- ・保守手順書（保守に関する手続き方法及びフローがわかるもの）

③ 保守

受注者は本調達で導入した PC のハードウェア保守を行うこと。

(2) 成果物の範囲、期日等

① 成果物

作業工程別の納入成果物を表 3.1 に示す。ただし、納入成果物の構成、詳細については、受注後、PMDA と協議し取り決めること。

表 3.1 工程と成果物

項目	工程	納入成果物	納入期日
1	納入	・製品一覧	機材納入日
2	保証	・保証手順書（手続きの流れがわかるもの） ・復旧媒体 ・復旧手順書	機材納入日
3	その他	・打合せ資料 ・議事録 ・課題管理表 ・機器管理台帳 ・機密情報受理管理簿 ・契約不適合責任対応に係る保有情報の一覧	必要に応じて随時提出

② 納入成果物の提出等

ア 各工程の納入成果物の提出

表 3.1 の納入成果物を期日までに提出の上、PMDA の承認を得ること。納入成果物は以下の要件を満たすこと。

- ア－1 PDF 形式及び Microsoft Office365 で扱える形式とすること。ただし、PMDA が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りではない。
- ア－2 各納入成果物は日本語により作成すること。製品マニュアルについては日本語または英語によるものとする。
- ア－3 電子メール等により納入すること。

イ 完成時の納入成果物一式の提出

令和 8 年 3 月 23 日までに全納入成果物をまとめたものを納入すること。納入成果物については、以下の条件を満たすこと。

- イ－1 文書は日本語で作成し、磁気媒体 (DVD-R 又は DVD-RW 等) で二部、提供すること。
- イ－2 磁気媒体に保存する形式は、PDF 形式及び Microsoft Office365 で扱える形式とする。ただし、PMDA が別に形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。
- イ－3 一般に市販されているツール、パッケージ類の使用は PMDA と協議の上、必要であれば使用を認めることとするが、特定ベンダーに依存する（著作権、著作者人格権を有する）ツール等は極力使用しないこと。
- イ－4 本調達で使用した開発ツール等のライセンス及びメディアを納入すること。ライセンスは本調達で当該ツール等を利用するためには必要な期間分を納入すること。
- イ－5 本業務を実施する上で必要となる一切の機器物品等は、受注者の責任で手配するとともに、費用を負担すること。
- イ－6 各工程の納入成果物も含め、本調達に係る全ての資料を納入すること。

③ 納入場所

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部

4 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

- ① 本調達の導入作業に係るリーダとしてプロジェクトマネージャを設定すること。
- ② プロジェクトマネージャは本調達の導入作業における各作業の遅延が発生しないよう作業体制を整えること。
- ③ 本調達内の作業等を複数業者が連携（再委託を含めて）して実施する等の場合は、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

受注者は本調達で導入した PC のハードウェア保守を行うこと。

(2) 作業場所

- ① 受注業務の作業場所（セットアップに用いるサーバ、端末設置場所等を含む）は、（再委託も含めて）PMDA 内、又は日本国内の PMDA が承認した場所で作業すること。
- ② 受注業務で用いるサーバ、端末、データ等は日本国外に持ち出さないこと。
- ③ PMDA 内での作業においては、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。
- ④ 必要に応じて PMDA 職員が現地確認を実施できること。

5 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもつて誠実に行うこと。
- ② 本業務に従事する要員は、PMDA と日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ③ 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
- ④ 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
- ⑤ 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。
- ⑥ 受注者は、本業務の履行に際し、PMDA からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。
- ⑦ 次回の本業務調達に向けた現状調査、PMDA が依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
- ⑧ 本業務においては、業務終了後の運用等を、受注者によらずこれを行うことが可能となるよう詳細にドキュメント類の整備を行うこと。

(2) 機密保持、資料の取扱い

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で PMDA が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのため

に必要な措置を講ずること。

- ② 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、PMDA から入手した資料等については管理簿等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - 複製しないこと。
 - 用務に必要がなくなり次第、速やかに PMDA に返却又は消去すること。
 - 受注業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA に提出すること。
- ③ 応札希望者についても上記①及び②に準ずること。
- ④ 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程」の第 52 条に従うこと。
- ⑤ 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- ⑥ 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

(3) 遵守する法令等

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおり。

- ① 受注者は、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）に遵守すること。セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受注者が 担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に開示する。
- ② PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の PMDA 内規程を遵守すること。
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に PMDA に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は、PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

6 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

知的財産の帰属は、以下のとおり。

- ① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム導入の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDA に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

(2) 契約不適合責任

- ① 本業務の最終検収後1年以内の期間において、委託業務の納入成果物に関して本システム等の安定稼動等に関わる契約不適合の疑いが生じた場合であって、PMDA が必要と認めた場合は、受注者は速やかに契約不適合の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して契約不適合等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、PMDA の承認を受けること。
- ② 受注者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001認証（国際標準）又はJISQ27001認証（日本産業標準）に従い、また個人情報を取り扱う場合にはJISQ15001（日本産業標準）に従い、厳重に管理をすること。また、契約不適合責任の期間が終了した後は、データ復元ソフトウェア

等を利用してもデータが復元されないように、速やかにそれら情報を完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともにPMDAに対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

(3) 検収

納入成果物については、適宜、PMDAに進捗状況の報告を行うとともに、レビューを受けること。最終的な納入成果物については、「3 (3) ①成果物」に記載のすべてが揃っていること及びレビュー後の改訂事項等が反映されていることを、PMDAが確認し、これらが確認され次第、検収終了とする。

なお、以下についても遵守すること。

- ① 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、PMDAの承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。
- ② 「納入成果物」に規定されたもの以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるので、作成資料等を常に管理し、最新状態に保っておくこと。
- ③ PMDAの品質管理担当者が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、品質管理担当者の指示に従い対応を行うこと。

7 参加資格に関する事項

(1) 参加要件

応札希望者は、以下の条件を満たしていること。

- ① 応札時には、導入作業毎に十分に細分化された工数、概算スケジュールを含む見積り根拠資料の即時提出が可能であること。なお、応札後にPMDAが見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかつた場合には、契約を締結しないことがある。

(2) 作業要員に求める資格等の要件

本調達の内容を十分理解していること。

(3) 参加制限

情報システムの調達の公平性を確保するために、以下に示す事業者は本調達に参加できない。

- ① PMDAのCIO補佐が現に属する、又は過去2年間に属していた事業者等
- ② 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等

- ③ 設計・開発等の工程管理支援業者等
- ④①～③の親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- ⑤ ①～③と同一の親会社を持つ事業者
- ⑥ ①～③から委託を請ける等緊密な利害関係を有する事業者

8 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、PMDAの年次情報セキュリティ監査実施時などでPMDAが本件受注者に対して情報セキュリティ履行状況の確認が必要であると判断した場合は、以下の対応を求めるものとする。

① 情報セキュリティ履行状況の報告

PMDAがその報告内容と提出期限を定めて情報セキュリティ履行状況の報告を求めるものとする。

② 情報セキュリティ監査の実施

PMDAがその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（PMDAが選定した事業者による監査を含む。）ものとする。

ア 受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。

イ 受注者は自ら実施した外部監査についてもPMDAへ報告すること。

ウ 受注者は、情報セキュリティ監査の結果、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況についてPMDAが改善を求めた場合には、PMDAと協議の上、必要な改善策を立案して速やかに改善を実施するものとする。

情報セキュリティ監査の実施については、本項に記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

9 再委託に関する事項

- ① 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- ② ①における「主要部分」とは、以下に掲げるものをいう。
 - ア 総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。
 - イ SLCP-JCF2013の2.3開発プロセス、及び2.4ソフトウェア実装プロセスで定める各プロセスで、以下に示す要件定義・基本設計工程に相当するもの。
 - ・ 2.3.1 プロセス開始の準備

- ・ 2.3.2 システム要件定義プロセス
- ・ 2.3.3 システム方式設計プロセス
- ・ 2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス
- ・ 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス

但し、以下の場合には再委託を可能とする。

- ・ 補足説明資料作成支援等の補助的業務
- ・ 機能毎の工数見積において、工数が比較的小さい機能に係るソフトウェア要件定義等業務

- ③ 受注者は再委託する場合、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、承認を受けること。申請にあたっては「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう必要な処置を実施し、PMDA に報告し承認を受けること。なお第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。
- ④ 再委託先が、更に再委託を行う場合も同様とする。
- ⑤ 再委託における情報セキュリティ要件については以下のとおり。
 - ・ 受注者は受託者における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、PMDA から求めがあった場合には PMDA に報告すること。
 - ・ 受注者は業務の一部を委託する場合、本業務にて扱うデータ等について、受託者またはその従業員、若しくはその他の者により意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、PMDA から求めがあった場合には PMDA に報告すること。
 - ・ 受注者は受託者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍について、PMDA から求めがあった場合には情報提供を行うこと。
 - ・ 受注者は受託者にて情報セキュリティインシデントが発生した場合の受託者における対処方法を確認し、PMDA から求めがあった場合には PMDA に報告すること。
 - ・ 受注者は、受託者における情報セキュリティ対策、及びその他の契約の履行状況の確認方法を整備し、PMDA から求めがあった場合には PMDA へ報告すること。
 - ・ 受注者は受託者における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に確認すること。また、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を検討し、PMDA から求めがあった場合には PMDA へ報告すること。
 - ・ 受注者は、情報セキュリティ監査を実施する場合、受託者も対象とするものとする。
 - ・ 受注者は、受託者が自ら実施した外部監査についても PMDA から求めがあった場合には PMDA へ報告すること。
 - ・ 受注者は、委託した業務の終了時に、受託者において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

1 0 その他特記事項

(1) 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。

- ① 本件に係る納入成果物については、最新の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ② 導入する機器等がある場合は、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

(2) その他

PMDA 全体管理組織（PMO）が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。

1 1 附属文書

(1) 参考資料要件定義書

別紙 1 スケジュール

(2) 要件定義書

別紙 2 詳細要件

1 2 窓口連絡先

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 10 階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部

担当者：審査マネジメント部 杉山 聰一郎、神田 千穂

電 話：03-3506-9438

F A X：03-3506-9443

メール：sugiyama-soichiro@pmda.go.jp、kanda-chiho@pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。

別紙1 スケジュール



スケジュール

項目番	工程	R7/1	R7/2	R7/3	R7/4	R7/5	・・・	R13/3
1	発注			★				
2	納品			★				
3	保守開始				→			

別紙2 詳細要件

I. 機器（ノート型パソコン）	
1 要件	(ア) パソコン要件
	① 5年間の製品保証を含むこと。
	② 新品であること。
	③ メーカー品であること。いわゆる「ショップブランド」のものや、自作式のものは不可とする。
	④ ノート型パソコンであること。
	⑤ 台数は7台であり、同じ型式であること。
2 パソコンの機能要件等	(ア) 機能要件
	① 各サーバにアクセスし、業務稼働を行えること。
	② Cisco Webex meeting を用いた 6 時間程度のオンライン会議を円滑に主催できる 機能を備えていること。
	(イ) ハードウェア要件
	① Microsoft社の定めるWindows11のインストール可能ハードウェア要件を満たすこと。
	② CPU仕様
	Intel 社 Core i5（第 14 世代）相当以上であること。
	③ メモリ
	メインメモリは、8GB(DDR4)以上搭載すること。
	④ 内蔵ハードディスク
	SMART機能を備えた容量256GB以上のSSDを1個以上搭載していること。SSD内のデータは暗号化可能のこと。暗号化自体はOSの機能等で代替しても良い。
	⑤ グラフィック
	HDMI端子を備えること。
	⑥ 音声出力
	マイク・スピーカーを内蔵していること。また、3.5mm ステレオミニジャック端子を有すること。
	⑦ ネットワークインターフェース
	無線LAN(IEEE802.11ac)を内蔵し、acに対応していること。
	⑧ キーボード/マウス
	日本語キーボードを装着すること。
	光学式スクロールマウスを装着すること。
	⑨ USBインターフェース
	USB2.0 以上に対応（うち 1 つは USB3.0 に対応）したインターフェースを3以上用意すること。
	⑩ カメラ
	ウェブカメラ（フロントカメラ）を内蔵していること。
	⑪ 電源供給
	要件なし
	⑫ 外形寸法
	要件なし

	<p>⑬ セキュリティチップ TPM (TCG v2.0準拠) を内蔵していること。</p> <p>⑭ 液晶ディスプレイ (ノートPCの本体ディスプレイ) 14 インチ以上 15.6 インチ以下のディスプレイを有すること。 画素数1920×1080 ドット (フルHD) 以上表示可能な液晶カラーモニタを有すること。 消費電力を抑える為、LEDバックライトパネルが採用されていること。 ノングレアであること。</p>
--	--

II. ソフトウェア

1 要件

ソフトウェア要件

① OS	Windows11 Professionalが使用可能となるライセンスを提供すること。また、納入時点でWindows11 Professionalが導入されていること。
② Microsoft製品	MicrosoftOffice2024 Home & Business、MicrosoftOffice2024 Standard、Microsoft 365 Business Standardのいずれかの買い切りライセンスを提供すること。納入時点でのインストールは必須としない。インストールメディアが可能であれば提供すること。
③ ウイルス対策ソフト	Microsoft の Defender を利用可能のこと。
④ ライセンスの調達本数について	上記①～③のライセンスは、それぞれノートPC7台分用意すること。

III. 備品 (マウス)

1 要件

マウス要件

- ① USB Type-Aで接続可能のこと。
- ② 青色LED方式であること。
- ③ 個数は7個であり、同じ型式であること。

III. 保守要件

1 要件

(ア) ハードウェア保守

- ① PCは本体に付随する保守が切れた後はスポット保守対応とする。
- ② ハードウェア保守対応の開始やその後の対応がPMDAと製品メーカー間で完結できる場合、これらのフローの中で受注者が必ずしも介在する必要はないが、保守フローを明確にした資料を提出すること。

(イ) 備品の保守

- ① 特に保守は必須としないが、保守が存在する場合は保守フローに保守内容を記載すること。

(ウ) 運用・保守要件

- ① PCの保守依頼方法と対応完了までの具体的な交換フロー及び手順をPMDAと合意の上で作成すること。
- ② PCの有線 LANおよび無線 LAN NIC の MAC アドレス、ハードウェアハッシュをリスト化し、PC納品時に PMDA に提出すること。リストはシリアルと併記すること。
- ③ その他PCの運用に必要な機器及びライセンス等が必要な場合は、少なくともPCの保守期限末日まで利用できるよう受注者が準備すること。